

対空無線機に接続して使用する避雷器について、装備定数に予備を含めないことなどを警戒隊等に対して周知徹底するとともに、配分を必要とする警戒隊等に再配分するための計画を作成して装備定数を変更することにより有効に活用されるよう改善させたもの

有効に活用されていなかった避雷器の物品管理簿価格(収入支出以外) 3803万円

1 避雷器等の概要

(1) 装備品等に係る管理等の概要

航空自衛隊は、航空自衛隊物品管理補給規則及び航空自衛隊物品管理補給手続(これらを「補給規則等」)に基づき、物品を装備品と装備品以外に大別して管理している。そして、装備品には、主要装備品と、主要装備品を支援したり補助したりする支援装備品等があり、装備品以外の物品には、装備品の構成品であり、交換等の目的で取得する補用部品等がある。

補給規則等によれば、装備品の部隊等への配分は、原則として、航空自衛隊補給本部(補給本部)等が基地及び分屯基地(基地等)に所在する部隊等ごとに定める装備定数^(注1)を充足するように、補給本部が作成する補給計画によることなどとされている。また、部隊等は、装備定数の範囲外の装備品(定数外品)を原則として保有することができないこととされており、自隊に対して定められた装備定数を増加又は削減する必要があると認めた場合は補給本部等に対して申請することとされている。

そして、補給本部等は、装備定数を定めるに当たり、原則として、実際に使用することなく、在庫として保有する装備品の数(予備)を含めないことにしている。

一方、補給規則等によれば、補用部品の配分については、基地等の分任物品管理官において必要とする数量を航空自衛隊の補給処に請求することなどによるとされており、配分された補用部品については、原則として基地等の分任物品管理官が管理することとされている。

(注1) 装備定数 部隊等の編成及び運用に応じて、当該部隊等に装備することを認められた装備品の品目及び数量

(2) 避雷器の概要

航空自衛隊は、我が国とその周辺の上空の警戒監視や航空管制を行うために、航空機と交信するための主要装備品である対空無線機を地上に設置して使用している。

そして、任務の性質上対空無線機を常時運用する必要がある警戒管制任務及び航空管制任務を行う部隊(警戒隊等)では、対空無線機を落雷から保護するために避雷器に接続して使用することにしており、航空自衛隊第3補給処(第3補給処)が警戒隊等の保有する対空無線機に対応した型式の避雷器を取得し、警戒隊等に配分している。

避雷器は、平成26年度までは補用部品として管理^(注2)されていたが、27年度以降は支援装備品として管理されており、令和元年6月1日時点で46警戒隊等に計2,404個(物品管理簿価格計3億3178万円)が配分されている。

(注2) 46警戒隊等 第1、第13、第23、第27、第42、第43、第45、第56各警戒群、第5、第7、第9、第15、第17、第18、第19、第22、第26、第28、第29、第33、第35、第36、第37、第44、第46、第53、第54、第55各警戒隊、千歳、三沢、松島、百里、入間、静浜、浜松、小牧、岐阜、小松、美保、防府、築城、芦屋、新田原各管制隊、土佐清水、奄美両通信隊、硫黄島基地隊

2 検査の結果

^(注3)17警戒隊等に対する会計実地検査において、避雷器の使用状況等を確認したところ、一部の警戒隊等で実際に対空無線機に接続して使用している数量よりも多くの避雷器を保有していた事態が見受けられた。

そこで、46警戒隊等について、補給本部から、同年6月1日時点の^(注4)避雷器計2,404個の使用状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を確認したところ、25警戒隊等において、装備定数に予備が含まれていたり、定数外品を保有していたりして、避雷器計237個(物品管理簿価格計3803万円)が実際に対空無線機に接続して使用されている数量よりも多く保有されている事態が見受けられ

た。その一方で、会計実地検査において、必要な避雷器が配分されておらず保有していない警戒隊等が見受けられた。

しかし、上記のとおり、一部の警戒隊等において、実際に対空無線機に接続して使用している数量よりも多くの避雷器を保有し又は必要な避雷器を保有していなかったにもかかわらず、装備定数の削減又は増加を補給本部に対して申請するなどの手続をとっていなかったことから、補給本部において、装備定数の見直しを適切に行えなかった。このため、第3補給処において、警戒隊等に再配分できる状況になっていなかった。

このように、避雷器が適時適切に再配分できる状況になっておらず、有効に活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(注3) 17警戒隊等 第43、第45両警戒群、第17、第46、第53、第55各警戒隊、千歳、三沢、百里、入間、静浜、浜松、小牧、小松、防府、築城、新田原各管制隊

(注4) 25警戒隊等 第1、第13、第23、第27、第42、第45、第56各警戒群、第5、第7、第9、第15、第19、第22、第26、第28、第29、第33、第35、第37、第46、第53、第54、第55各警戒隊、小牧管制隊、土佐清水通信隊

3 補給本部が講じた改善の処置

補給本部は、平成31年3月に、基地等の分任物品管理官等を通じて、警戒隊等に対して、支援装備品である避雷器については、使用している数量と装備定数が同数となるよう増加又は削減の申請をすること、原則として装備定数に予備を含めないことなどを周知徹底するとともに、令和元年8月までに、実際に対空無線機に接続して使用されている数量よりも多く保有されている避雷器計237個について、上記の申請に基づき、避雷器を必要としている警戒隊等に再配分したり、残りの避雷器については、故障等発生時の代替品として補給処で管理させたりするための計画を第3補給処に作成させ、装備定数を変更して避雷器が有効に活用されるよう処置を講じた。